

台風15号・19号災害における復興支援団体サポートプログラムの公募において、オンライン公募説明会や電話・メールでお問合せ頂いていた一般的な質問を掲載します。

◆Q&A

■応募資格について

Q. 任意団体です。応募資格はありますか？

A. 対象です。詳しい応募資格については、公募要項のp.2、p.7をご覧ください。

Q. 災害救助法適用地域外の団体ですが、同適用地域での事業を考えています。応募対象になりますか？

A. 対象です。ただし、地域で中長期的に復興を担う意思があることが条件であり、評価の観点に入りますので、その点にはご注意ください。

■事業の対象地域について

Q. 事業の対象地域はどこですか？ A. 2019年台風15号・19号、また10月25日豪雨災害の災害救助法適用地域が対象です。内閣府による発表を基準としておりますが、今後更新があった場合そちらの地域も対象とさせていただきます。以下のリンクをご参照ください。
[令和元年台風第19号に伴う災害にかかる 災害救助法の適用について【第13報】（内閣府）](#)

■事業者支援の考え方について

Q. 「事業者支援」とは、対象となる事業者が、被災前と同じ事業を再開できるようにするための支援を意味するのでしょうか？全く異なる事業を開始するサポートをする形でも良いのでしょうか？

A. どちらでも可能です。被災された事業者の方の再建支援という趣旨ですので、新たな事業の立ち上げ支援でもご申請いただけます。

■申請に必要な書類・団体の決算の分かる資料について

Q. 法人格がなく、かつ最近出来た団体のため、決算の分かる資料を用意することが難しいのですが、その場合は予算計画書で良いのでしょうか？

A. 予算計画書で問題ございません。または、その他事業規模を示す説明資料等をご提出ください。ない場合は、新規に作成頂く必要はございません。

■二回目公募について

Q. 二回目公募があるとのことですが、一回目公募で採択されなかった場合、再度応募することは可能でしょうか？

A. 可能です。しかし、一回目公募ですべての枠が埋まってしまった場合、二回目公募は実施しない可能性がございますので、その点はご了承ください。詳しくは「公募要領」のp.2をご覧ください。

■ガバナンス・コンプライアンス体制に基づく規定類について

Q. ガバナンス・コンプライアンス体制を示す資料が必要とのことですが、公募申請（応募）の段階で用意する必要はありますか？

A. ガバナンス・コンプライアンスに関する各種資料は、実行団体として採択された団体様にご提出をお願いしております。公募申請（応募）時にご作成いただく必要はございません。規定により、契約締結時に必要なものと、事業期間中に整備を求められるものとがございます。詳しくは「公募要領」のp.10、p.16をご覧ください。

以上